

IV 介護給付費等のインターネット請求への移行について

香川県国民健康保険団体連合会

1. 紙請求の終了について

介護給付費の書面による請求方法は平成30年3月をもって廃止 されます！！

- 平成26年8月15日に厚生労働省より請求省令等の改正が通知され、平成30年4月1日以降、介護事業所は「一部の例外」を除いて書面による請求は行えず、原則、インターネット又は電子媒体(CD-R等)による請求を行うこととなりました。
- 一部の例外に該当する介護事業所は、インターネット又は電子媒体(CD-R等)による請求を免除し、書面による請求を行うことができる「免除届出様式」(別添1-2、1-3、1-4)を平成30年3月31日までに国保連合会へ提出する必要があります。
- 書面による請求が認められない場合は、平成30年3月末までに請求区分(請求方法)を変更するため、請求方法変更の届出(別添1-1)を国保連合会へ提出する必要があります。

2. 免除の条件について(請求省令附則第二条による免除届出書)

・ 附則第2条第2項

請求省令附則第2条第1項(※)の規定による届出を行おうとする請求事業者は、平成30年3月31日までに、届け出るものとする。

※ 電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるもの(以下表)であって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

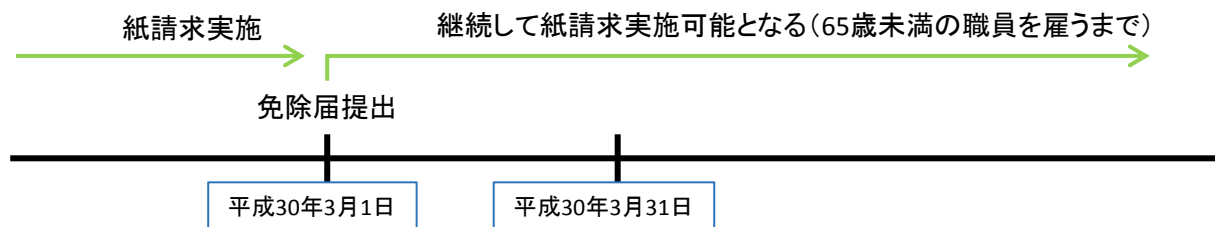
イ	支給限度額管理が不要なサービス(居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用以外)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))一種類のみを行うサービス事業所
ロ	支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業(以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。)一種類のみを行うサービス事業所
ハ	支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所
ニ	施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービス)のみを行う50床未満の介護保険施設
ホ	施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
ヘ	施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
ト	施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設

2. 免除の条件について(請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除(非該当)届出書)

・ 附則第3条第2項(免除該当)

請求省令附則第3条第1項(※)の規定による届出を行おうとする請求事業者は、平成30年3月31日までに、届け出るものとする。

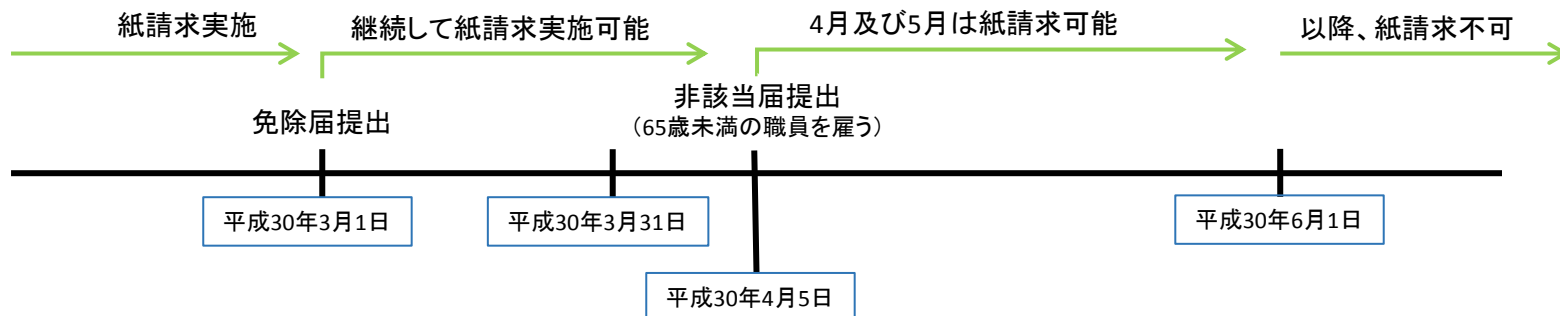
※ サービスに従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上であるものであって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。



・ 附則第3条第3項(免除非該当)

請求省令附則第3条第1項の規定による届出を行った請求事業者において、平成30年3月31日における年齢が65歳未満である常勤の介護職員その他の従業者がサービスに従事することになった場合(※)は、当該従業者に係る氏名・生年月日を速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

※ この場合は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、書面による請求を行うことができる。



2. 免除の条件について(請求省令附則第四条による免除届出書)

● 附則第4条第1項

請求事業者のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等又は総合事業費の請求について、書面による請求を行うことができる。

●1号(電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合)

電気通信回線設備の機能に障害が生じた請求事業者 当該障害が生じている間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

●2号(電子請求を行うための設備の設置又はソフトウェアの導入に係る作業が未完了の場合)

電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している請求事業者であって、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等又は総合事業費の請求の日までに電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

●3号(改築工事中又は臨時の施設において事業を行っている場合)

改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業を行っている請求事業者 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業を行っている間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

●4号(事業所等の廃止又は休止に関する計画を定めている場合)

廃止又は休止に関する計画を定めている請求事業者 廃止又は休止するまでの間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

●5号(その他電子請求を行うことが特に困難な事情がある場合)

その他電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難な事情がある請求事業者 当該請求

3. ISDN回線による請求の終了

介護給付費等の請求はインターネットで！！

- ISDN回線による請求は平成30年3月末で廃止となります。
- インターネット請求に移行する際は、請求区分(請求方法)の変更が必要となります。
請求方法変更の届出(別添1-1)を国保連合会へ提出し、請求区分を「インターネット」に変更してください。
- 連合会側のISDN回線用のダイヤルアップルータ等の機器は4月に撤去しますので、平成30年3月請求分の結果等は必ず4月10日までにデータを取っていただきますようお願いいたします。これを過ぎた場合は、ISDN回線での受信はできなくなりますのでご注意ください。

3. ISDN回線による請求の終了

【インターネット請求開始の流れ】

① 伝送ソフトの購入先に確認し、インターネット請求に対応した伝送ソフトを入手し、インストールする



② 国保連合会へ請求方法変更の届出を提出する。



③ 国保連合会から介護電子請求受付システムのID、パスワード等が記載された「電子請求登録結果に関するお知らせ」を受領。



④ 電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書の発行依頼を行う。 ※1



3. ISDN回線による請求の終了

⑤ 電子証明書発行完了通知メールを受信。



⑥ 電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書をダウンロードし、インストールする。



⑦ インターネット請求開始。 ※2

※1 電子証明書(有効期間3年)の発行手数料について

介護保険証明書 13,200円 介護・障害共通証明書 13,900円

注意！ 電子証明書発行手続きをされてからの、取消依頼はできない可能性があります。十分注意して、発行依頼してください。

※2 インターネットでの初回の請求の審査結果を受け取るまで、念のためISDN回線を解約しないでください。

3. ISDN回線による請求の終了

インターネット請求開始の手続きなどについては、介護電子請求ヘルプデスクまでお問い合わせください。

介護電子請求ヘルプデスク

連絡先 TEL 0570-059-402

FAX 0570-059-422

電子請求受付システムのアドレス <http://www.e-seikyuu.jp/>

4. 各種様式について

別添1-2 (改正後)

請求省令附則第二条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第2条第2項

請求省令附則第2条第1項(※)の規定による届出を行うおとする請求事業者は、平成30年3月31日までに、届け出るものとする。

※ 電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるもの(表中⑦及び裏面参照)であって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

平成 年 月 日

開設者

(審査支払機関名) 御中 所在地(住所)

名称及び代表者名(氏名)



① 介護保険事業者番号			
② 事業所名称	フリガナ		
③ 郵便番号	—	④ 電話番号	
⑤ 事業所所在地			
⑥ サービスの種類			
⑦ 届出事由	※該当する項目の本枠に○をつけてください。		
<input type="checkbox"/>	イ	支給限度額管理が不要なサービス(原簿管理指導、特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用以外)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))一種類のみの行うサービス事業所	
<input type="checkbox"/>	ロ	支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業(以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。))一種類のみの行うサービス事業所	
<input type="checkbox"/>	ハ	支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所	
<input type="checkbox"/>	ニ	施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービス)のみを行う50床未満の介護保険施設	
<input type="checkbox"/>	ホ	施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設	
<input type="checkbox"/>	ヘ	施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設	
<input type="checkbox"/>	ト	施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設	
⑧ 備考			※ 受付印

【記入に当たっての説明】

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ・ ⑦欄は、該当する項目の本枠に○を記入すること。

[ウラ面]

電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等又は総合事業費請求の届出等について
(平成12年2月15日/23日介護保険制度施行準備室事務連絡)

- 介護給付費等又は総合事業費に関する費用の請求
 - 請求事業者は、介護給付費等又は総合事業費に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク(以下「磁気テープ等」という。)を提出しなければならない。
なお、電子情報処理組織による請求をISDNによって行うことができる期間は、平成30年3月31日までとする。
 - 次に掲げる事業所等については、(1)にかかわらず、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。)に定める帳票を用いて介護給付費等又は総合事業費の請求を行うことができる。
 - 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であって、平成30年3月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの
 - 支給限度額管理が不要なサービス(原簿管理指導、特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用以外)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)をいう。以下同じ。))一種類のみの行うサービス事業所
 - 支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業(以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。))一種類のみの行うサービス事業所
 - 支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所
 - 施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。))のみを行う50床未満の介護保険施設
 - 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
 - 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
 - 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設(以下略)

4. 各種様式について

別添1-3 (改正後)

請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除（非該当）届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第3条（第2項・第3項）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第3条第2項（免除該当）
 請求省令附則第3条第1項（※）の規定による届出を行うとする請求事業者は、平成30年3月31日までに、届け出るものとする。

※ サービスに従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上であるものであって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

附則第3条第3項（免除非該当）
 請求省令附則第3条第1項の規定による届出を行った請求事業者において、平成30年3月31日における年齢が65歳未満である常勤の介護職員その他の従業者がサービスに従事することになった場合（※）は、当該従業者に係る氏名・生年月日を速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

※ この場合は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、書面による請求を行うことができる。

平成 年 月 日

開設者

（審査支払機関名） 御中

所在地（住所）

名称及び代表者名（氏名） 印

① 介護保険事業者番号											
② 事業所名称	フリガナ										
③ 郵便番号						④ 電話番号					
⑤ 事業所所在地											
⑥ 該当内容	免除（ 該当 ・ 非該当 ）		⑦ サービスの種類								
⑧ 常勤の介護職員その他の従業者の人数・氏名・生年月日 ※欄が足りない場合は、備考欄に記載すること	氏名					生年月日					
						大・昭 年 月 日					
						大・昭 年 月 日					
【常勤人数】						大・昭 年 月 日					
※業務の場合も1と数えてください						大・昭 年 月 日					
⑨ 備 考										※ 受付印	

【記入に当たっての説明】

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ・ ⑥欄は、真事業所（施設）の該当内容に○印を付けること。
- ・ ⑧欄は、該当事業所で従事する常勤職員の人数（総数）・全員分の氏名・生年月日を記入すること。

4. 各種様式について

別添1-4 (改正後)

請求省令附則第四条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第4条第1項
請求事業者のうち、次の各号に掲げるもの(※)に該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等又は総合事業費の請求について、書面による請求を行うことができる。
※ 各号については、裏面参照

平成 年 月 日

開設者

(審査支払機関名) 御中 所在地 (住所)

名称及び代表者名 (氏名)



① 介護保険事業者番号											
② 事業所名称	フリガナ										
③ 郵便番号						④ 電話番号					
⑤ 事業所所在地											
⑥ サービスの種類											
⑦ 届出事由	※請求省令附則第4条第1項各号のうち該当する号の太枠に○を記入した上で該当項目を記入してください										
	1号	回線機能障害理由									
	2号	事業者との契約日	平成	年	月	日	作業完了予定日	平成	年	月	日
	3号	工事又は臨時施設開始日	平成	年	月	日	工事又は臨時施設終了予定日	平成	年	月	日
	4号	廃止又は休止予定日 (廃止 ・ 休止) 平成 年 月 日									
	5号	特に困難な事情の内容									
⑧ 備考											※ 受付印

【記入に当たっての説明】

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ・ ⑦欄は、該当する届出事由(請求省令附則第4条第1項各号のうち、該当する号)に○を記入した上で、該当する項目を記入(4号に該当する場合は廃止・休止の別に○を記入)すること。※各号については裏面参照。

【添付書類の説明】

- ・ ⑦欄で○を付した届出事由の内容を確認できる資料を添付すること。

(ウラ面)

附則第4条第1項各号

(本文) 請求事業者のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等又は総合事業費の請求について、書面による請求を行うことができる。

- 1号 (電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合)
電気通信回線設備の機能に障害が生じた請求事業者 当該障害が生じている間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求
- 2号 (電子請求を行うための設備の設置又はソフトウェアの導入に係る作業が未完了の場合)
電子計算機の販売又はリースの事業者を行う者との間で電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している請求事業者であって、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等又は総合事業費の請求の日までに電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求
- 3号 (改築工事中又は臨時の施設において事業を行っている場合)
改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護支援又は総合事業を行っている請求事業者 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護支援又は総合事業を行っている間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求
- 4号 (事業所等の廃止又は休止に関する計画を定めている場合)
廃止又は休止に関する計画を定めている請求事業者 廃止又は休止するまでの間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求
- 5号 (その他電子請求を行うことが特に困難な事情がある場合)
その他電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難な事情がある請求事業者 当該請求

附則第4条第2項

請求事業者は、前項の規定による届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

附則第4条第3項

請求事業者は、第1項第1号、第2号又は第5号に該当する旨の同項の規定による届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行わないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る介護給付費等又は総合事業費の請求の日当該届出を行うことができる。この場合において、前項の資料は当該介護給付費等又は総合事業費の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。